

内管漏えい検査 委託の手引き

大網白里市ガス事業課
令和3年 2月

1. はじめに

本手引きは、大網白里市（以下「本市」という。）が都市ガス事業における開栓時及び定期漏えい検査（以下「内管漏えい検査」という。）の保安水準及び業務の継続性を確保するため、委託要件に必要な業務の内容及び、その他必要となる事項を定め、安全で円滑に業務を行い、保安の確保や継続的な業務を行うことができる事業者の選定に資することを目的とする。

2. 委託要件の基本事項

(1) 前提

- ・本市は、「内管漏えい検査」で外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするため委託要件を定める。
- ・受託者はその要件を遵守する。
- ・内管漏えい検査とは、法定業務である「定期漏えい検査」および自主保安業務である「開栓時漏えい検査」をいう。
- ・本手引きには保安水準を確保するため、本市の自主的な保安の取り組みについて必要な要件を記載しており、受託者はこれを実施すること。
- ・「定期漏えい検査」は、法的業務として厳格性が要求されることから、受託者は適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を遵守するために継続的に体制を確保すること。

(2) 基本要件

1) 参加要件

- ・法人であること。なお、「開栓時漏えい検査」を除く
- ・取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
- ・継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ・所定の資格を有する要員を一定数以上確保しており、業務に従事させられること。
- ・大網白里市建設工事等競争入札参加者名簿に登録していること。なお、「開栓時漏えい検査」を除く

2) 欠格要件

- ・破産手続き開始の決定を受け債権を得ない者。
- ・指名停止の解除から2年を経過していない者。
- ・反社会勢力、もしくは反社会勢力と社会的に非難されるべき関係がある者。

3) 保安水準の確保

- ・本市は、受託者が保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認する。

- ・受託者は、保安水準を確保するための体制を本市の定める様式に従い、必要な項目を定期的に報告すること。また、変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。
- ・受託者は、本市が定めた自主保安業務を実施すること。
- ・受託の経営者は、その受託する業務について、管理者、検査員へ保安に関する指示を行う、本市が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。

4) 自主保安業務の実施

- ・受託者は保安水準確保の観点から、内管漏えい検査と併せて以下の業務を実施すること。

- ①露出部の外観検査
- ②マイコンメーターの点滅有無の確認
- ③ガス警報器の確認
- ④お客様に対する点検結果のお知らせ等

5) 再委託へ禁止

- ・受託者は、発注者の承諾があるときを除き、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。
ただし、書面により本市の承諾を得たときはこの限りではない。

6) 委託の取り消し等

- ・本市は、受託者が下記に該当するときは、契約を解除することができる。
 - ①委託業務を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - ②正当な理由もなく委託業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - ③業務委託契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- ・本市は、受託者の業務遂行体制、能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合、受託者に不正または不信な行為が認められた場合、受託者に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限、停止できるものとする。
- ・一般ガス導管事業者は、受託者が、契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該受託者に代わる担い手が見つかるまでの労力・費用等当該受託者に求めることができるものとする。
- ・検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合は、本市は委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとする。

(3) 定期漏えい検査の要件

1) 対象範囲

- ・定期漏えい検査業務は複数年の委託契約とし、本市で法定周期を満足するよう対象範囲及び件数を定めている。受託者は契約書及び仕様書に定められた対象範囲を遵守し以下の業務を実施する。
 - ①灯外内管の外観検査及び漏えい検査
 - ②灯内内管の外観検査及び漏えい検査
 - ③消費機器調査（小売供給需要家のみ）
 - ④その他委託業務に関する指示事項

2) 必要資格

定期漏えい検査に従事する検査員は、「一般財団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

なお、小売供給需要家の検査については、消費機器調査も同時に作業を行うため「一般財団法人日本ガス協会 消費機器調査員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

また、年1回以上の本業務に関連する教育（自社、他社問わず）を受けていること

3) 業務実績

同種業務（開栓業務を含む）において、本市又は他の都市ガス事業者での実績があること。

4) 関与、統制、信頼性

本市と関与、統制、信頼性を確保するための契約を締結し、法定周期を遵守すること。

5) 継続的な体制確保

- ・本市は検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認する。
- ・委託先は、業務体制、検査要員計画を定期的に本市へ届け出ること。

6) 効率的な運用

- ・本市は、調査地区及び調査件数が契約図書等に基づき履行されているか定期的に検査する。
- ・委託先は、本市が契約図書等で指定する様式や貸与する計測器等で検査業務を管理すること。

(4) 開栓時漏えい確認の要件

1) 対象範囲

- ・開栓時漏えい検査業務は単年度委託契約とし、本市からの開栓申込みを受けて以下の作業を実施する。
 - ①訪問にあたり、該当するお客様（本人または代理人）であることを確認し、開栓の立ち合いによって保安上の周知を確実に行う。
 - ②灯内内管及び灯外内管の漏えいの有無を確認し、ガス漏れに起因する事故を防止する。
 - ③消費機器調査を行い、不良給排気設備の有無及びガス機器情報を収集する。
 - ④マイコンメーターの起動操作を行い、ガスを使用できる状態にするとともに、需要家等（本人または代理人）にマイコンメーターの機能と復帰操作等を説明し、正しい理解とトラブル防止を図る。
 - ⑤点火試験を行い、ガスの置換と供給状態を確認し、安全使用が可能な状態にする。

2) 必要資格

開栓業務に従事する検査員は、「一般財団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

なお、小売供給需要家の開栓については、消費機器調査も同時に作業を行うため「一般財団法人日本ガス協会 消費機器調査員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

3) 業務実績

同種業務（定期保安調査を含む）において、本市又は他の都市ガス事業者での実績があること。

4) 体制確保

- ・受託者は、開閉栓の繁忙期（引越し等の多い時期）においても対応できる体制を確保できること。

(5) その他

1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

- ・委託先は、内管図面等により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。

2) 受託するための手順及び手続き

- ・本市は受託希望者から確認及び相談があった場合は、委託先選定方法や委託要

件、受託申請手続きに関して説明する。

- 受託希望者は、受託参加申請書（様式1）に必要事項を記載し、添付書類を添えて本市が指定する下記窓口に提出する。
- 本市は受託希望者から提出された受託参加申請書（様式1）の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認する。

注）委託先の選定及び契約方法は、地方自治法等に準ずるものとする。

【申請・相談窓口】

大網白里市ガス事業課 保安班

TEL：0475-72-1131

FAX：0475-72-1141

3. 手引きの開示

本市は、本書「内管漏えい検査 委託の手引き」を市ホームページ等にて開示する。

本市は、参加希望の問い合わせに対し、詳細説明を行う。

(様式1)

受 託 参 加 申 請 書

項 目	内 容
①商号又は名称	
②代表者氏名	
③設立年月日	
④本社所在地	
電話番号	
F A X 番号	
担当部署	
担当者氏名	
⑤資本金	
⑥総従業員数 (うち社員数)	
⑦総事業所数	
⑧業務内容	
⑨希望する受託業務	
⑩必要な資格保有者数 (内社員数)	
⑪受託に必要な業務実績 事業所の業務実績 検査員の業務実績	
⑫大網白里市内又は近隣への 本店・支店・営業所の有無	

※ 添付書類 定款・決算書・必要な資格保有者名簿 (様式2)

(様式2)

資格保有者名簿

令和 年 月 日

住所
氏名

「内管漏えい検査」に必要な資格所有者は、下記のとおりです。

氏名	生年月日	住所	経験年数	認定証番号	認定ガス事業者 上段(小売) 下段(一般ガス導管) ※同一の場合上段へ記載

- ※ 資格所有者とは、消費機器調査員及び内管検査員の資格を有している者であり、なおかつ年1回以上の本業務に関連する教育（自社、他社問わず）を受けていること。
- ※ 本市の認定を受けていない者は、受注後に本市の認定を受け、消費機器調査及び内管検査業務が行える者を記載すること。
- ※ 認定ガス事業者欄には、認定を受けている事業者(上段：小売・下段：一般ガス導管)を記載することとし、本市の認定を受けている場合は本市の名称を、他事業者で認定を受けている場合はその事業者名を記載し複数の事業者で認定を受けている場合は、実施件数の多い事業者名を代表で記載すること。